

一茶家系考

尾澤喜雄

八四

言うまでもなく、文學形成の中心をなすものは作家の創作活動であり、その形成に直接性格方向を與えるものは作家その人である。従つて文學形成の基盤として、そこには當然作家の人間形成が予想され、作品の個性の背後には作者自身の個性が考えられなければならない。我々がある作品の特質を明かにしようとする場合、その作家を問題とするのは、主としてこのような連關に基づくのである。近世における特異な俳人と目せられる小林一茶の作品を研究するに當つても、我々の關心はおのずから人間としての一茶の上に注がれ、その素質環境や人間形成の過程等を考察の對象とすることが要請される。

幸なことに近年相つぐ一茶の遺稿遺墨の發見や一茶關係資料の出現によつて、一茶の生涯はその一部分を除いてほとんど不明の時代を残さないようになつた。ことに一茶自筆の句日記の存する晩年の時代になると、毎日毎日のしかも極めて隱微な点までも知ることが出来るようになつた。近世の俳人でその生涯がこのように微に入り細をうがつ

た点までも明かにされたという事は他にその例を見ないことであり、一茶の人間形成や、延いては一茶の作品を考察する上に大いに役立つことは改めて言うまでもない。このようにして一茶の生涯が詳細に明かにされているのにくらべて、一茶の出自を語るべき系圖に關してはあまり詳しいことは解つていないようである。しかしこの方面を明かにすることも一茶の人間形成を考える上に多くの寄與をなすものではなからうか。私は數次にわたる一茶研究資料探訪の旅に於て探り得た新しい資料に基つき、一茶家系に就いての若干の考察を試みることによつて、人間一茶を更には一茶の作品を明かにする一助としたいと思ふ。

二

一茶の家系について從來知られているものは、明治四十三年三月一茶同好會が校訂刊行した「七番日記」の卷頭にかゝげられている「一茶家系」がほとんど唯一のものであらう。これを同書から轉載すれば次の如くである。

一 茶 家 系

○祖先 小林善右衛門

延寶九四年八月六日歿す

祖父 彌五兵衛

寛保二戌年八月二十六日歿す
法名 釋 道 澄

妻 かな 女

安永五年八月十四日歿 行年六十六才
法名 釋 尼 妙 信

長男 仙 太郎

後に彌五兵衛と改む

次男 又 藏

江戸にて歿す 年月法名不詳
過去帳に五日の佛と記せり

長女 逸 名

船竹村折右衛門へ嫁す

次女 同

野尻村市治郎へ嫁す

父

彌五兵衛

幼名 仙太郎 享和元酉年五月二十一日歿す
行年六十九才 法名 釋 宗 源

辭世 おさらばぞ中よくいたせ門納涼

妻 逸 名

柏原村の内二之倉宮澤孫右衛門伯母一茶の
實母明和二酉年八月十七日歿す

後妻 さ つ 女

倉井村某女文政十一子年三月二十七日歿す
行年八十五才 一茶の繼母仙六の實母也
法名 釋 尼 妙 住

長男 彌 太郎

後に一茶と稱す

次男 仙 六

後に彌兵衛 天保二卯年八月晦日歿す

○一

茶

幼名彌太郎 諱は信之 寶曆十三未年生る幼より柏原の本陣
中村新甫及長月庵若翁に俳句を學び圀橋と號す 葛飾二六
庵を襲ぎて菊明と稱し後一家を成して俳諧寺一茶と稱す
文政十亥年十一月十九日歿す 行年六十五才終北山明專寺
に葬る 法名 釋 一 茶

△妻	きく女	野尻村の内赤川村久右衛門女文化十一戌年四月十一日嫁し文政六未年五月十二日歿す 法名 釋尼妙教
長男	混三郎	一に混藏又鑑藏文化十三年四月十四日生同年五月十一日歿す
次男	千太郎	(天)
三男	石太郎	(天)
四男	金三郎	(天)
長女	さと女	文政元寅年五月四日生(天)
△後妻	雪女	飯山藩土某の女文政七申年五月十七日嫁し同年八月三日離縁
		一茶句あり 糸瓜つる切てしまへばもとの水
△後妻	やを女	越後二俣村宮下新右衛門伯爵
次女	やた女	文政十一子年生
彌五兵衛		越後高田町丸山専次郎八男 一茶の次女やた女の御

この「一茶家系」は後多少の修正を経て同じく四十三年八月一茶同好會發行の「俳諧寺一茶」や、大正十五年九月に俳諧寺一茶翁百年法要會の編纂した「一茶佛集」にも掲載されている。本系圖が一茶同好會刊行の「七番日記」に掲げられるようになった経緯については明かでないが、一茶同好會主中村六郎氏の手によつて苦心作製せられたものとおぼしく、一茶の祖父、父及び一茶と、それら三人の妻子にわたつて詳細に記されており、今日においても、一茶に關する記事とその子供達について若干の訂正すべき箇所を發見する以外は、概ね妥當と認められるものである。このようにして本系圖によつて一茶の祖父まで

は可成り正確に知られるのであるが、それ以前に關しては祖先小林善右衛門の名とその歿年を記すのみで、詳細を明かにすることが出来ないうらみがある。

ところが一茶の郷里柏原(現長野縣上水内郡柏原村)には現に一茶の祖先にさかのぼつて可成詳しく知ることの出来る系圖が二種類傳えられてゐる。一つは中村英雄氏の家に傳えられてゐるものであり、他の一つは中村六左衛門氏の家に所藏されてゐるものである。

中村英雄氏の家は代々中村權左衛門を稱し、柏原村の名主を勤めた由緒ある家柄であつた。一茶當時は一時嘉左衛門を稱した事もあり、一茶遺稿には名主嘉左衛門と記されている。父の遺産分配の問題を始めとして役目が一茶とは深い關係をもつていた家でもあつた。當主英雄氏の祖父中村權左衛門正家氏は幼名を晋之助と稱し、柏原村最後の名主を勤め、明治の初め廢藩置縣が行われた後には第二十六大區六小區、即ち柏原村・柴津村・船嶽村・荒瀬原村一圓の副戸長にも任ぜられ、明治四十四年十二月七十二歳で歿した人であるが、晩年に至つて自家に傳わる古文書古記録等を整理して柏原村の由來を詳細に綴り、明治三十八年三月に「柏原村根元記」三冊を纏め、又尨大な柏原村の系圖を書き残している。一茶に關する系圖もこの中に含まれているのである。

この系圖は全部で十三冊あり、そのうち一冊は本陣中村六左衛門の系圖、他の十二冊は柏原村に住する人々の系圖で一號から十二號までの番號が附してある。どの冊も美濃紙を横に二つ折にし、右の端を紙で二箇所綴じたもので、横六寸六分縦九寸二分の大きさを有し、特に表紙というものも附けてない。一番上の紙にその冊に收められてある系圖の目次を三段に記し、次の紙より系圖を認めている。十二冊の中で最も薄いものは二號で本文九枚、久保三郎兵衛外四人の系圖を收めてあり、最も厚いのは三號で本文三十六枚に及び、中村喜左衛門外

二十五人の系圖を載せている。その他は何れも本文二十枚前後、十五人内外の系圖を収録し、全体では二百人の多きに及んでいる。系圖収録の方法も一號は中村氏、二號は久保氏、三號は中村氏というように各冊を大体同一の氏によつてまとめてある。この系圖作製の時期については明かでないが、系圖が未完成の箇所を多く残していることや、系圖中に記された年號の中最も新しいものが明治三十一、二年頃であり、又中村六左衛門の系圖に附されてある附箋の覺書には明治四十四年十月の日附も見えている点などからして、「柏原村根元記」と同じく老後の仕事として計畫され、大体明治三十年代の初頃から着手し、四十年頃には一通りの出來上りを見たものらしい。併しなおも死に至るまで訂正加筆を行い、未定稿として終つたものではないかと想像される。

さてこれらの系圖の中一茶に關係のあるのは四號で、本文は二十四枚あり、小林氏に屬する和惣次、作之丞、孫助、次郎左衛門、金左衛門、市郎右衛門、喜平、熊左衛門、仙之助、庄之助、八代吉、きさ、彌兵衛、久作、彌三郎、幸五郎の十六人の系圖を收めている。この中、和惣次、作之丞、熊左衛門、彌兵衛、彌三郎、幸五郎の六人の系圖が一茶に關係を持つものであつて、これを列擧すれば左の如くである。

小 林 和 惣 次 の 系 圖

●● 小林太郎左衛門

文祿元年水内郡柏原村開發ノ爲
同郡芋川ヨリ柏原ノ内川久保へ移轉

小林太郎左衛門

實小林太郎左衛門ノ男

小林嘉平次

實小林太郎左衛門ノ男
延寶八年御檢地御竿請高拾貳石六升貳合

小林作之助

實小林嘉平次ノ男
元文三年十一月廿三日死ス

小林長兵衛

分 家

小林佐五兵衛

分 家

小林九郎兵衛

實小林作之助ノ男

小林惣兵衛

分 家

小林與五兵衛

分 家

小林團右衛門

分 家

小林又左衛門

分 家

小林清右衛門

實小林九郎兵衛ノ長男
文化十年二月三日
釋 僧 旭 行年六十歲

と や 女

小林彦次右衛門

實中村六左衛門利信ノ六男
妻ハ養父小林清右衛門ノ女とヤ

小林 津 七

實小林彦次右衛門ノ男

小林次郎左衛門

初名小林和藏 次郎左衛門

實小林津七ノ男

分家小林惣吉ノ養子トナリ改名次郎左衛門

ト云 實家小林津七跡共兩家相續致居リ

申村六左衛門へ津七屋舖天保度賣渡ス

小林次郎作

分家 小林團右衛門跡目相續

小林團之丞

實小林次郎左衛門二男
家屋舖無之次郎左衛門屋舖ノ内ニ居ス

みて 女

柏原村ノ内ニ倉北村仁太夫ノ妻

小林清三郎

病 死

きる 女

分家 小林次郎左衛門ノ家名相續

ひな 女

上水内郡富士里村大字大井ノ内板橋へ縁附

小林和惣次

實小林團之丞ノ男

實父母死去ノ後叔父小林團右衛門方へ

入籍

叔父小林團右衛門死亡ノ後實父小林團之丞

跡目相續

妻ハ上水内郡富士里村大字大井ノ内石橋

戸谷茂左衛門ノ長女あさ

小林 作之丞の系圖

●●小林 佐五兵衛

實小林嘉平次ノ男
寛永十九年年分家

女子

小林三四郎

妻ハ小林作五兵衛ノ女
實中村佐兵衛ノ男養子
小林佐五兵衛ノ男小林孫助出生ノ後妻ヲ連レ
離縁實家中村佐兵衛人別ニ入ル 後實父中村
佐兵衛ヲ連レ分家致ス

小林孫助

實小林佐五兵衛ノ男
實曆十一巳年四月
法名 釋

小林善右衛門

分家

小林津右衛門

分家

小林勘次郎

實小林孫助ノ男
寛政十三戌年三月
法名 釋

小林清左衛門

分家

小林又太郎

實小林勘次郎ノ男
文政八酉年正月十八日
釋 深照 行年

小林權太郎

分家 小林津右衛門ノ名跡

小林七太郎

死亡

小林山三郎

安政二乙卯年正月廿六日
松翁院殿溪遊眠居士坂良説 行年八十四歳
寛政十三年中村權左衛門新田赤濂小林
四郎右衛門後家ふさ方へ養子後離縁江戸へ

との女

參り御公儀ノ御殿醫師坂氏ノ養子トナリ
坂良説ト云
兄小林山三郎小林四郎右衛門後家ふさ方
離縁ニ付ふさ方へ養女

小林佐太郎 分 家

小林孫左衛門 初名小林榮太郎 孫左衛門
實小林又太郎ノ男

小林要吉 分 家

小林久之助 死 亡

小林作之助 實小林孫左衛門ノ二男
先妻死亡 後妻高橋千代松ノ女しま
明治三十三年二月四日
釋榮賢尼 小林作之助後妻しま

小林源之助 死 亡

小林作之丞 實小林作之助ノ男母小林作之助ノ先妻
妻小林勝三郎ノ女とね

小林仁三郎 明治七年願濟之上分家 同十五年四月
願濟之上外谷場定八方へ養子

小林孫助 明治七年願濟之上分家

小林 熊 左 衛 門 の 系 圖

●●● 小林 善右衛門

實小林佐五兵衛ノ二男
延寶元年分家

小林彌五右衛門

實小林善右衛門ノ男
天明四年五月七日
釋 明 開 行年五十四歲

小林彌兵衛 分 家

小林 新 六 分 家

小林 太 兵 衛 分 家

小林 久 左 衛 門

古書ニ重兵衛ノ子養子スト有之
實家不詳

小林 彌 二 兵 衛

實小林久左衛門ノ男

女 子

小林 彌 市

實水内郡原村四郎右衛門ノ弟實養子
妻ハ小林彌二兵衛ノ女

小林 彌 市

實小林彌市ノ男

小林彌五右衛門

實小林彌市ノ男

て う 女

小林初彌 妾 腹
 小林德彌 妾 腹 小林八代吉方へ養子後離縁
 小林彌市 初名佐藤太善次 小林彌市
 實水内郡古海村佐藤五郎左衛門ノ弟
 妻小林彌五右衛門ノ女てう

小林熊左衛門 實小林彌市ノ男
 妻小林金左衛門ノ女
 小林熊之助 中村忠右衛門方へ養子

小林彌兵衛の系圖

●●小林彌兵衛 實小林善右衛門ノ二男
 寛保元丙午分家
 元屋舖主ハ中村權左衛門新田赤澤出
 次郎兵衛ノ屋舖ナリ

小林彌五兵衛 實小林彌兵衛ノ男
 寶曆十三年十月廿二日
 法名 釋

小林彌太郎 實小林彌五兵衛先妻ノ男
 誹人トナリ一茶ト申

小林專六 初名小林專六 彌兵衛
 實小林彌五兵衛後妻ノ子
 文化六丑年兄弟相談之上屋舖ニツ割ニ致ス表
 間口四間三尺後中村九郎右衛門ト屋舖致ス

小林彌兵衛 初名
 實小林彌兵衛ノ男 妻小古間村與左衛門養母
 天保元年八月晦日 こと弘化二巳年二月人別ニ入ル
 釋 行善 行年

小林彌兵衛

初名 小林彌兵衛 昌平
實小林彌兵衛ノ男
妻ハ明願寺住職一通ノ女

小林彌兵衛

初名小林仲之助 彌兵衛
實小林彌兵衛ノ男
先妻 水内郡平出村原田良八ノ女
後妻 高井郡須坂町小出鶴吉ノ姉

小林彌三郎の系圖

●●● 小林彌太郎

實小林彌五兵衛ノ長男 壯年之時詳人
トナリ一茶ト稱ス 弟專六ヲ跡式ニ致ス
文化六巳年兄弟相談之上屋舖ヲ二ツ割ニ
致シ分家
屋舖間口四間五尺八寸
文政十丁亥年十一月十九日
文政十丁亥年十一月十九日
文政六年五月十二日
釋 妙路 一茶先妻

やた女

小林彌五兵衛

初名丸山宇吉 小林彌五兵衛
實越後國頸城郡高田町宇直江町
丸山仙次郎ノ十一男 養子
妻ハ小林彌太郎ノ後妻ノ女やた

小林彌三郎

實小林彌五兵衛ノ男
妻ハ中村喜作ノ妹

小林幸五郎

分家

小林彌太郎

實小林彌三郎ノ男
妻小林作次郎ノ女

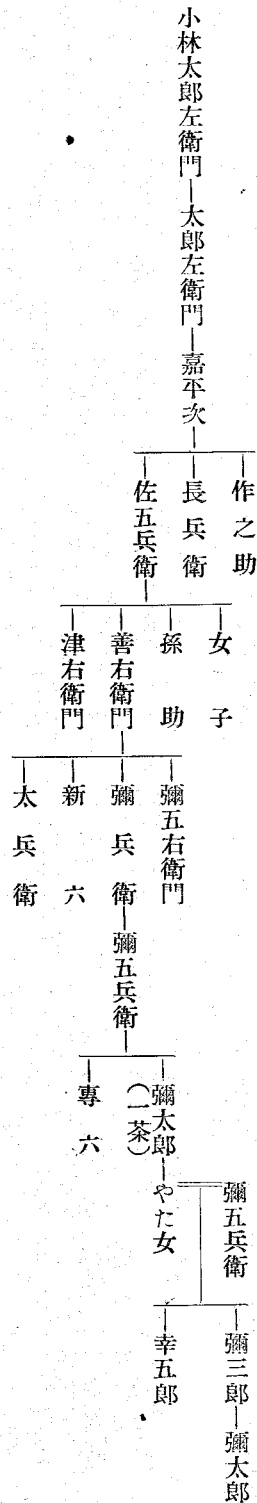
小林幸五郎の系圖

●●小林幸五郎
 實小林彌五兵衛ノ男
 明治廿九年一月一日台灣錫口ニ於テ戰死
 釋欣淨

小林 すみ

實小林幸五郎ノ妻
 夫幸五郎死亡ノ後
 明治三十年六月廿二日願濟之上分家

以上のものを一茶の家系として整理すれば次の如くなる。



即ち、一茶は文祿元年柏原村の開拓者として程遠からぬ芋川（現上水内郡三水村大字芋川）の地から柏原村字川久保の地へ移住した太郎左衛門を祖先とし、その八代の後裔ということになるのである。

四

中村六左衛門氏の家も代々六左衛門を稱し、柏原驛の間屋本陣として知られた舊家であり、この家に伝えられる系圖も亦柏原村民の系圖である。この系圖は横六寸六分、縦九寸五分の和綴の冊子で褐色の表紙を附し、題箋には「一村大系圖 全」とある。表紙の次に白紙二枚ずつをはさみ、本文は七十七枚で、内容は明専寺、明願寺の外、小

林、久保、外谷場等村民三十四氏（その内苗字のないもの六人を含んでいる）の系圖を収録したものである。この系圖の成立については同書の奥書に

右一村系圖當家の記録或は古帳等に據り所編也系圖に二男三男女子等は記すも有之又不記も有之尤先代當家記録も悉皆は不記置近代も不用之分は不記只相續世代を記すを肝要として其余は疎略也

右系圖編立たる大意は當郷之人々其家先祖乃代々之名を不知況改名年月命日も不知故年忌追善供養不勤行先祖之祠を怠る事甚不孝不道愚昧之至也因之周く人々え其道を諭さんと當家の記録其外寺院之過去帳等搜れれとも詳に難知先大賢知れたる計を書記耳猶後輩予が志を亞て増補訂正し不孝愚昧の人を導へし

此書予年來志願にて編立る祕書也後代重寶して嚴重に可所持候以上

文政十亥正月 六左衛門

利 賓 (花押)

六十四歳書

小林氏

本國越後 長森村之人又春日村近所之人とも云
元和二年辰四月十五日來ル
石塚村願稱寺且那也願稱寺滅亡之後
明專寺且那ト成ル

惣兵衛

妻 越後之産

與惣兵衛

妻

孫 助

家別系別ニ記ス

惣左衛門

妻

市之丞

妻

太郎左衛門

家別系別ニ記ス

号道味元祿十四巳二月三日

号妙西元祿十四巳正月七日

とあるのによつて、六左衛門利賓氏が、郷黨の人々の祖先の祭を行う爲の資料として自家に傳わる記録や寺院の過去帳等をよりどころとして、文政十年正月に編纂したものであることが知られる。ここに利賓とあるのは一茶とも交遊の深かつた中村觀國のことで、父は一茶幼時の俳諧の師と傳えられる利爲（新甫と號した）である。天保十年正月七十六歳で歿している。

さてこの系圖の中一茶に關係あるものは小林氏の系圖の部分で、ここには惣兵衛を始め二十一人の系圖が收められているが、その中一茶に關するものは惣兵衛、孫助、善右衛門、彌兵衛、彌五兵衛の五人の系圖である。これを列舉すれば左の如くである。

作之助 号眞教元文三年十一月廿九日 八十四歳

妻 先 号妙祐元祿十四巳正月廿六日 後 号妙證元文五申五月十七日

與五兵衛 大久保ニ家別系列ニ記ス

九郎兵衛 家別系列ニ記ス

澁右衛門 家別一代限ニテ絶ル 号道教元祿十四巳二月四日三十四歳澁彌トアダ名ス

治郎左衛門 号教仙寶曆八寅十一月廿五日 六十五歳

妻 号妙喜寶曆六子七月六日

五左衛門 家別系列ニ記ス

金左衛門 家別系列ニ記ス

權右衛門 赤川之産作之助養子トシテ 家別系列ニ記 妻ハ作之助實子也

女子 フ ノ 若月伊兵衛へ嫁ス

惣吉 号團誓 文化十一戌二月八日 七十三歳

妻 二倉ヨリ來ル 号妙流文政二卯七月廿九日

女 子 高井郡駒場村へ嫁ス

佐野右衛門 關川宿へ養子

奎 彌 叔父金左衛門養子

舞也小林津七子 次郎左衛門

妻 惣吉實子 キ タ

● 孫 小林惣左衛門二男 助

孫 助 号法春元祿十三辰七月十日 六十歳

妻

妻 号妙祐寶永三戌十二月廿二日

善舞 右衛門 家別系列ニ記ス

權 兵 衛 号 寶曆十三未
四月十三日八十二歲

妻 先 後 号 妙光 寶曆十辰六月十日

孫 右 衛 門 家別系列ニ記ス

勘 次 郎 号 了然 享和二戌三月
十二日 八十八歲

妻 号 妙慶 明和九辰二月
十三日

女子 キ ワ 城先寺諦應エ嫁ス

又 太 郎 号 深照 文政八酉年正月
十八日 八十

山 桑 與 市 女 妻 号 妙誓 寛政六寅四月
十一日

女子 フ キ 中村万次郎後妻

權 太 郎 家別系列記

七 太 郎 是迄ハ本妻腹也 此外男女子早世之分略ス

勝 之 丞 妾腹也 此妾ハ小林五左衛門女也
小林五左衛門養子六右衛門ト改名

山 三 郎 妾腹也 赤澁ニテ生ル醫師ト成江戸住初土岐美濃守侯御抱醫久保田氏之
養子ト成後公儀御醫師之株ヲ買坂立節ト云表御番醫也

佐 太 郎 家別系列ニ記ス

孫 左 衛 門

妻 要 吉 奥州松前箱館ニ住ス

● 小林孫助 善右衛門

孫助之實子 妻

善 右 衛 門

妻

彌 兵 衛 家別系列記

甚 兵 衛
 妻 号 妙善 寶曆十辰
 二月五日
 多 七 家別系別ニ記ス
 新 六 家別系別ニ記ス
 女 子 久保岡右衛門ニ嫁ス

吉 太 郎 江戸ニテ死跡式斷絶
 女子 ソ ノ 久保新太郎ニ嫁ス
 女子 ソ 子 清水四郎兵衛ニ嫁ス

● 小林善右衛門二男
 彌 兵 衛 号 祐念 寶永二酉二月
 廿九日 四十七歳

彌 五 右 衛 門 号 明開 天明四辰八月
 廿三日 九十四歳
 妻 先 二倉々來 号 妙養 寶曆十三未十月廿二日
 後 飯山々來 号 妙禪 寛政三亥四月廿七日
 彌 五 兵 衛 家別系別記

舞之風間久左衛門二男
 彌 次 兵 衛 号 善念 文化十三子五月
 十七日 八十一歳
 妻 山桑九郎兵衛女

舞也原村原山元右衛門子
 彌 市
 妻 彌次兵衛實子
 又 次 郎 江戸鐵炮町相模屋次郎兵衛舞
 治郎八ト云
 三 左 衛 門 幼名重次郎
 古間小林友八養子

女 子 若月作次郎ニ嫁ス
 彌 市
 野尻坂井六右衛門女
 妻 号 妙淨 文政三辰正月廿四日
 飯山々來
 後 妻 号

一茶家系考 (尾澤)

● 小林彌兵衛二男
 彌五兵衛 号 道澄 寛保二戌八月廿六日

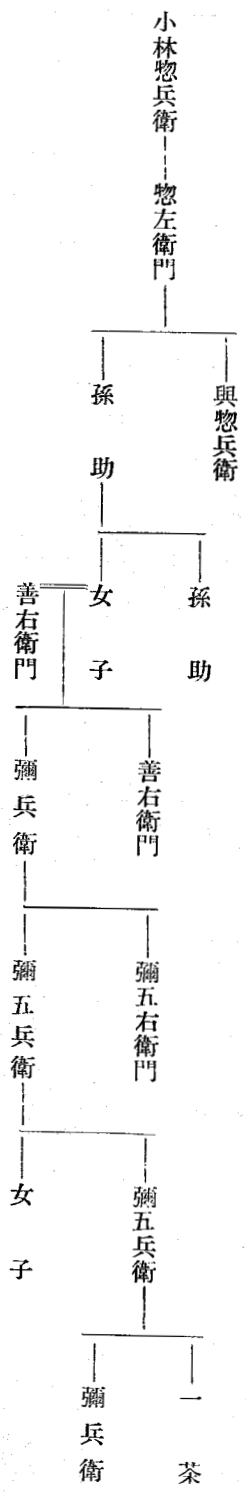
船山からル
 妻 号 妙信 安永五申八月十四日

彌五兵衛 号 宗源 享和元酉五月十九日 六十九歳
 先 二倉から 号 妙茶 明和二酉八月十七日
 後 倉井から 号 妙住 文政十一子三月廿七日 八十五歳
 妻
 女 子 野尻市十郎へ嫁ス

一 茶
 幼名彌太郎 俳諧寺一茶ト云 初名菊明坊ト云初江戸宗匠溝口素丸今日庵
 元夢等ニ隨後道彦成美等ニ隨終ニ一家ヲ成一茶風ト稱ス
 文政十亥十一月十九日死 六十五歳 法名モ一茶ト号ス

彌兵衛
 中村金六女
 妻 ム ク

以上のものを一茶の家系として整理すれば次の如くなる。



即ち一茶は、越後國長森村（現新潟縣南魚沼郡城内村）又は春日村（現直江津市附近）の人で元和二年四月十五日柏原に移住した惣兵衛を祖先とし、その八代の後裔ということになるのである。

五

このようにして一茶の郷里柏原の名主、本陣という二つの舊家に夫々柏原村民の系圖が伝えられ、その中から一茶に關する系圖を取り出すことが出来るという事は誠に興味あることといわなくてはならぬ。併し兩家の所傳が可成り異つてゐる以上、問題は當然これらの系圖の正否如何という事に歸着するであろう。異つた二つのものが同時に二つとも正しいという事はあり得ないから、二つの中のどちらか一方が正しいか、どちらも正しくないか、或いは又どちらも正しい点と正しくない点とを含んでゐるかである。これを確める手段、方法はいろいろあるであろうが、いずれの方途によるとしても望ましい効果を得ることは非常に困難である。ここでは差當り、確めるべき手がかりを系圖の外に求め、これによつて系圖を吟味して行くいわゆる外的方法と、確めるべき手がかりを系圖そのものの中に求めこれによつて系圖を検討して行くいわゆる内的方法とによつて考察をすゝめてみようと思う。しかも考察の範圍を單に一茶の系圖に關する部分だけにとどめず、兩家の系圖全体をも絶えず考慮することによつて正確を期する考である。

前者の方法にあつてはこれらの系圖の根據になつた資料がまず問題

になるであろう。利資氏の系圖作製の資料となつたものは、氏の言によれば「當家之記録古帳」等であり、「寺院之過去帳」等であつた。正家氏の系圖の資料も恐らくこの範圍を出ないものと思われる。兩家共その家柄からして多くの記録古帳等を所有してゐたことは想像にたたくないが、現在このような資料は殆ど散佚して見當らず、一茶の菩提寺明尊寺も火災の爲に過去帳等一切を焼失して現に傳へてゐるものがない。たゞ英雄氏の家には寛政五年以降明治初年に至る宗門人別帳下帳が

寛政五、七、九、十一年

文化二、四、六、八、十、十二、十四年

文政二、五、七、九、十一年

天保三、六、十二、十四年

弘化三、五年

嘉永三、五、七年

安政三、五、七年

文久三、四年

元治二年

慶應二、三年

明治四年

というように一、二年おき乃至數年おきに現存しており、又明治七年の詳細な戸籍帳も傳へられてゐる。この中、宗門人別改下帳については、一茶同好會刊行の「俳諧寺一茶」の巻頭に「一茶宗門人別帳」として、

寛政五、九年

文化二、四、六、十二年

文政五、七、九、十一年

天保三、十二年

の各年にわたる一茶關係の部分が抄出されているが、書寫の誤りか、英雄氏所藏のものとは年齢、名前の文字、書入の文句等に若干の異同がある。英雄氏所藏のものから必要な箇所を抄出すれば

○寛政十一年

一、明專寺旦那

彌五兵衛

六十九

はつ

五十八

彌太郎

三十七

仙六

廿九

仙六女房

廿六

五人内 三人男 馬壹匹
二人女

○文化四年

一、明專寺旦那

彌兵衛

三十七

むく

三十四

四人内 二人男 馬壹匹
二人女

○文化六年

一、明專寺旦那

彌兵衛

三十九

むく

三十六

母はつ

六十八

三人内 一人男 馬壹匹
二人女

一、明專寺旦那

彌太郎

四十七

一人男

○文化十二年

一、明專寺旦那

彌太郎

五十三

野尻村之内赤川久右衛門娘

きく

子三十一

二人 一人男 一人女

○文政五年

已々別家 兄△彌太郎

母はつ

六十六

一、明專寺旦那

彌太郎

六十一

申二分
金三郎

未五月
死失

女房
き

く

〆貳人
壹人男
壹人女

〇文政七年

一、明專寺旦那

彌太郎

六十三

〆男壹人

〇文政十一年

一、明專寺旦那

彌兵衛

五十九

子十一月死失

女房
む

く

丑相除 死失

母
は

五十五

つ

七十七

〆壹人男

一、明專寺旦那

や

三十四

去四月出生

丑入 やと
貳ッ

倉
年四ッ

〆三人内
壹人男
貳人女

〇天保十二年

當村明專寺旦那

彌太郎後家 や

四十八

當村出生之者にて御百姓仕候

同寺旦那

娘 や

十才

〆人數貳人女

〇嘉永三年

當村明專寺旦那

彌兵衛

貳拾八才

越後國高田町々駕參り御百姓仕罷在候

女房 や

た

酉出生子 彌三郎
三才

母 や

を

五拾七才

〆亥人數四人内
男貳人
女貳人

〆人數三人内
男壹人
女貳人

〇嘉永五年

當村明專寺旦那

彌兵衛

三拾才

當村出生之者ニテ御百姓仕罷在候

持高貳石貳斗六升六合

女房 や た 貳拾壹才
 子 彌 三 郎 四才
 子出生 子 幸五郎 貳才

丑 五人内 男三人 女貳人

人数四人内 男貳人 女貳人

○安政三年

持高貳石貳斗六升六合

當村明專寺旦那

越後國高田町を養子参り御百姓仕罷在候

彌 五 兵衛 三拾四才
 女房 や た 貳拾五才
 子 彌 三 郎 八才
 幸 五 郎 五才
 辰死失 娘 わ さ 貳才
 母 や を 六拾三才

○安政五年

巳 五人内 男三人 女貳人
 人数六人内 男三人 女三人

當村明專寺旦那

越後國高田町を参り御百姓仕罷候

持高貳石貳斗六升六合

未年六人内 男三人 女三人
 人数五人内 男三人 女貳人

已出生 未ニ入分

彌 五 兵衛 三拾七才
 女房 や た 三十六才
 子 彌 三 郎 拾才
 幸 五 郎 七才
 母 や を 六拾五才
 已出生 未ニ入分 八才
 未年六人内 男三人 女三人 貳才
 人数五人内 男三人 女貳人 五才
 辰死失 娘 わ さ 貳才
 母 や を 四拾四才

一、當村明專寺旦那

越後國高田町を養子ニ参り御百姓仕罷在候

彌 五 兵衛

持高貳石貳斗六升六合

四拾四才

女房 や た 三拾五才

倅 彌 三 郎 拾八才

倅 幸 五 郎 拾五才

戌出生 倅 彌 五 作 娘 わ さ 拾才

母 や を 七拾三才

家内ノ六人内 男三人 女三人

○明治四年

一、當村明專寺旦那

持高貳石貳斗六升六合

彌 五 兵 衛

越後國高田町ヲ養子ニ參リ御百姓仕罷在候 五十才

女房 や た 四十四才

倅 彌 三 郎 貳拾三才

同 幸 五 郎 貳拾才

娘 あ さ 十五才

倅 彌 五 作 十才

家内ノ六人内 男四人 女貳人

又明治七年の戸籍帳から一茶に關係ある部分を抄出すれば、次の如くである。

四十四番屋敷ニ居住 農

實父新潟縣管下越後國頸城郡高田町農丸山專治郎亡八男

文政二年 己卯十一月八日出生 養父彌太郎亡 小林彌五兵衛

嘉永二年 己酉九月十三日出生 長男 小林彌三郎 當戊五十五年一ヶ月

嘉永五年 壬子六月十五日出生 次男 小林幸五郎 二十五年三ヶ月

文久二年 壬戌九月十九日出生 三男 小林彌五作 十二年三ヶ月

安政四年 丁巳十一月廿日出生 長女 長女 あ さ 十七年一ヶ月

當村農

安政四年 丁巳十二月十八日出生 小林彌兵衛次女 長男彌三郎妻 ふ さ 十七年

その他、大正十五年八月新井大正堂から發行された再版本「一茶遺

墨鑑」の附録「吟社懷舊録」の一茶書入や「七番日記」「文政句帖」「願主小林彌右衛門」の名も見えている由である。そこでこれらの資料を「ひとり日記」その他の一茶遺稿によつて、一茶の父母を始め近親者の名や生歿年月日が知られ、一茶同好會刊行の「俳諧寺一茶」の記すところによれば一茶家の墓碑の銘に「法名道正、先祖俗名善右衛門」を参照すれば次の如くである。

一茶近親者名	諸 資 料	英雄氏所藏系圖	六左衛門氏所藏系圖	七番日記卷頭所載一茶家系
善 右 衛 門	法名道正先祖(一茶家墓碑銘)	一茶より三代前の先祖	一茶より四代前の先祖	祖先延寶九年八月六日歿(一茶佛集系圖 八月九日歿)
彌 右 衛 門	願主(一茶との續柄不明)(一茶家墓碑銘)	なし	なし	なし
彌 五 右 衛 門	天明四年八月廿三日歿(一茶との續柄不明)(吟社懷舊録)	一茶の祖父の兄 天明四年八月五日歿 法名明開	一茶の祖父の兄 天明四年八月廿三日歿 九十四歳 法名明開	なし
彌 次 兵 衛	文化十三年九月十六日歿(一茶との續柄不明)(吟社懷舊録)	一茶の祖父の兄の孫	一茶の祖父の兄の子 文化十三年五月十七日歿 八十一歳 法名善念	なし
彌 五 兵 衛	六月廿六日歿(一茶との續柄不明)(吟社懷舊録)	一茶の父の外この名前見當らず	一茶の祖父 寛保二年八月二十日歿 法名道澄	一茶の祖父 寛保二年八月二十日歿 法名道澄
一 茶 祖 母	安永五年八月十四日歿 法名妙信(吟社懷舊録)	なし	船山より来る 安永五年八月十日歿 法名妙信	かな女 安永五年八月十四日歿 六十六歳 法名妙信
一 茶 父 彌 五 兵 衛	享和元年五月廿一日歿 六十九歳 法名宗源(吟社懷舊録)七十一歳(宗門人別帳より推定)	寶曆十三年十月廿二日歿	享和元年五月十九日歿 六十九歳 法名宗源	幼名仙太郎 享和元年五月廿一日歿 六十九歳 法名宗源(一茶佛集系圖 五月三十一日歿)
一 茶 母 くに	くに女 明和二年八月十七日歿 法名妙榮(吟社懷舊録)	なし	二倉より来る 明和二年八月十七日歿 法名妙榮	二倉宮澤孫右衛門伯母 明和二年八月十七日歿(一茶佛集系圖 くに女)

一茶繼母 は	つ	はつ女 文政十一年歿 七十七歳 (宗門人別帳)	なし	倉井より来る 文政十一年三月 廿七日歿 八十五歳 法名妙住	きつ女 倉井村某女 文政十一 年三月廿七日歿 八十五歳 法名妙住
一茶異母弟 彌兵衛	衛	初名仙六明和九年五月十日出生 (みどり日記)	初名専六 文化六年兄と 屋舖二つ割にす	名前のみ	初名仙六 天保二年八月晦日歿
一茶妻 き	く	赤川村常田久右衛門女 文化十 一年四月十一日嫁 文政六年五 月十二日歿 三十八歳 (宗門人 別帳 七番日記 文政句帖)	文政六年五月十二日歿 法名妙路	なし	赤川村久右衛門女 文化十一年 四月十一日嫁 文政六年五月十 二日歿 法名妙教
一茶後妻 ゆ	き	飯山藩田中氏女 文政七年五月 廿二日嫁 (文政句帖) 同年八月三 日離縁 (文政句帖)	なし	なし	飯山藩土某の女 文政七年五月 十七日嫁 同年八月三日離縁
一茶後妻 や	お	慶應四年五月廿五日歿 七十四 歳 (一茶家位牌)	なし	なし	越後國二俣村宮下新右衛門伯母
一茶長男 千太郎	郎	千太郎 文化十三年四月十四日 出生 同年五月十一日歿 (七番 日記 一茶自筆年代記)	なし	なし	天 死 (一茶備集系圖 文化十 四年五月生)
一茶長女 さと	と	さと 文政元年五月四日出生 文政二年六月廿一日歿 (七番日 記 おらが春)	なし	なし	文政元年五月四日出生 天死
一茶次男 石太郎	郎	石太郎 文政三年十月五日出生 文政四年正月十一日歿 (石太郎 をいたむ文より推定)	なし	なし	天 死 (一茶備集系圖 文政四年十月出生)
一茶三男 金三郎	郎	幸三郎 岷三郎ともいふ 文政 五年三月十日出生 文政六年十 二月廿一日歿 (文政句帖)	なし	なし	天 死 (一茶備集系圖 文政五年三月出生)
一茶次女 や	た	文政十一年四月出生 (宗門人別帳)	名前のみ	なし	文政十一年出生
一茶養子 彌五兵衛	衛	越後國高田町農 丸山專治郎八 男 文政二年十一月八日出生 (明治七年戸籍帳)	初名丸山字吉 越後高田 町直江町丸山仙次郎十一 男 聲養子	なし	越後國高田町丸山專次郎八男 一茶の次女やた女の聲

一茶孫 彌三郎	嘉永二年九月十三日出生 (明治七年戶籍帳)	名前のみ	なし	なし
彌三郎妻 ふ	安政四年十二月十八日出生 柏原農小林彌兵衛次女 (明治七年戶籍帳)	中村喜作の妹	なし	なし
一茶孫 幸五郎	嘉永五年六月十五日出生 (明治七年戶籍帳)	明治廿九年一月一日台灣 錫口にて戦死 法名欣淨	なし	なし
一茶孫 彌五作	文久二年九月十九日出生 (明治七年戶籍帳)	なし	なし	なし
一茶孫 わ	安政三年歿 二才 (宗門人別帳)	なし	なし	なし
一茶孫 あ	安政四年十一月廿日出生 (明治七年戶籍帳)	なし	なし	なし

以上の比較對照によつて明かになつた事は、兩家の一茶系圖が宗門人別改下帳その他の資料に比べて何れも簡略であつて主要な人以外記載しておらず、又ある部分は詳しく、ある部分は全く記載を缺くといふように繁簡精粗の差も等しからず、殊に妻子の名前、歿年月日、年齢等の細部に至つては資料と一致しない点も少くないが、大綱においては矛盾してないことである。このような現象は單に一茶の系圖に

關する部分についてはばかりでなく、寛政五年以降の宗門人別改下帳と兩家の系圖全般とを對照して見た結果についても言い得ることである。今任意に英雄氏の系圖中よりその一部——ここでは便宜の爲に前掲小林作之丞の系圖の一部勘次郎よりその孫に至る部分——を探り、六左衛門氏の系圖及び宗門人別改下帳のこれに該當する部分を探つて比較對照すれば次の如くである。

中村英雄氏系圖	中村六左衛門氏系圖	寛政五年 宗門人別改下帳	寛政十一年 宗門人別改下帳	文化二年 宗門人別改下帳	文化六年 宗門人別改下帳
勘次郎 寛政十三年 三月歿	勘次郎 享和二年三月十日 二日歿八十八才 号了然	勘二郎 七十五才	勘二郎 八十一才	○	○

<p>山 倅 三 郎</p> <p>寛政十三年小林四郎右衛門後家ふさ方へ養子後離縁して江戸へ出で御殿醫坂氏の養子となり安政二年正月二十日歿八十四才</p> <p>松翁院溪遊眠居士</p>	○	○	七倅 太 郎 死 亡	權倅 太 郎 分家して小林深右衛門の名跡をつぐ	○	○	又倅 太 郎 文政八年正月十八日歿 号深照	○
<p>山 倅 三 郎</p> <p>妾腹 土岐美濃守御抱醫師久保田氏の養子となる後御殿醫の株を買ひ坂立節と稱す</p>	○	勝倅 之 丞 妾腹 小林五左衛門養子となり六右衛門と改名	七倅 太 郎	權倅 太 郎 分 家	娘 キ 中村万次郎後妻	又太郎妻 コウ 山桑興市の女 寛政六年四月十一日歿	又倅 太 郎 文政八年正月十八日歿 八十才	勘次郎妻 明和九年二月十三日歿 号妙慶
<p>三 倅 三 郎 十九才</p>	○	○	七倅 太 郎 三十二才	○	○	又太郎女房 コウ 四十一才	又倅 太 郎 四十六才	○
<p>山 倅 三 郎 二十五才</p>	○	○	七倅 太 郎 三十八才	○	○	又太郎女房 コウ 四十七才	又倅 太 郎 五十二才	○
○	○	○	七倅 太 郎 四十四才	○	○	○	又倅 太 郎 五十八才	○
<p>山 倅 三 郎 三十四才</p>	勘 兵 衛 三十八才 (倅ならん)	○	七倅 太 郎 四十八才	○	○	○	又倅 太 郎 六十二才	妻(後妻か) 六十三才

○	孫 要 吉分家	○	孫 孫左衛門 初名 榮太郎	○	○	○	孫 佐太郎分家	○	娘との女 兄山三郎離縁の後 小林四郎右衛門後 家ふさの養女とな る
○	孫 要 吉 住す 奥州松前箱館に	○	孫 孫左衛門妻	○	○	○	孫 佐太郎分家	○	
と姪 三十三才	○	○	孫 榮太郎 六才	○	○	○	孫 佐太郎 十一才	娘(上欄に出) と(年齢の記載なし)	娘(上欄に出) と(年齢の記載なし)
○	孫 要 八吉才	○	孫 榮太郎 十二才	○	○	○	孫 佐太郎 十七才	娘との 十五才	娘との 十八才
○	孫 要 十四吉才	○	孫 榮太郎 十八才	○	○	○	孫 佐太郎 二十三才	○	娘との 二十四才
○	孫 要 十八吉才	○	孫 孫左衛門女房 二十才	○	○	○	孫 佐太郎 文化七年 分家 二十七才	娘との 二十五才	○
				曾孫 作太郎 四才		佐太郎女房 二十五才			

即ちここにも細部にわたる異同は少くないが、それらを除いては概ね一致していることが知られるのである。又兩家の系圖の一方にしか記載のないものも一々宗門人別改下帳にその存在を確かめる事が出来一方は省略に従つたものであるか、若しくはその資料を缺いたもので

あることが想像される。或は間々宗門人別改下帳にない事柄が系圖に記されていることもあつて、これらの事實は兩家の系圖が精密な編纂技術を缺きながらも可成り誠實に編まれていることを物語るものであり、共に、兩家の系圖編纂に用いられた資料が現存の宗門人別改下帳

以外にあつた事を示す一証左と言えよう。

併しここで明かにされたのは主として兩家の系圖の寛政五年以降の部分に關することであり、一茶の系圖についていえば一茶同好會本「七番日記」卷頭所載の例の「一茶家系」の範圍を多く出るものではない。確かたいのは「一茶家系」に含まれているよりも以前の時代であり、その時代に於ける兩家の系圖の正否如何についてあるが、以上の資料と方法によつてはこれを確める事は不可能である。

六

そこで後者のいわゆる内的方法によつて主として「一茶家系」に含まれている以前の時代について検討して見ると、六左衛門氏の系圖は一見して精しさと正しさにおいて英雄氏の系圖に一日の長を示しており、全体の体裁も整つてゐるが、これに對し英雄氏の系圖は未完成の面影を到るところに残し、年號干支等の記載にも往々間違ひを示しているようである。併し細かに見れば兩方共にいろいろ矛盾した点を含んでいて何れを正しとも定め難い。

まず系圖に現れた一代の長さを調べて見ると、英雄氏の系圖にあつては太郎左衛門の柏原移住が文祿元年（一五九二）、一茶の歿したのが文政十年（一八二七）で、その間八代二百三十六年が経過しているから、一代の長さは平均三十年となり、六左衛門氏の系圖では惣兵衛の柏原轉住が元和二年（一六一六）で、一茶の歿するまでに同じく八代二百十二年が経過しているから、一代の長さは平均二十七年となり、

共に無理のない長さといえる。ところが、英雄氏の系圖では、四代目佐五兵衛の分家が寛永十九年（一六四二）で太郎左衛門の柏原移住以來僅かに五十一年というように短かきに過ぎるかと思えば、佐五兵衛の二男善右衛門の分家は寛保元年（一七四一）で父の分家以來百年というように長きに過ぎるものもある。又善右衛門の長男彌五右衛門は天明四年（一七八四）五十四歳で歿し、弟の彌兵衛は寛保元年（一七四一）に分家しているから、彌兵衛の分家する時彌五右衛門は十一歳であり、従つて彌兵衛は十一歳以下でなければならぬ。分家は普通妻を迎えて、一本立が出来るようになってからするものであるから、

これは少し早すぎるであろう。勿論これらには例外がないわけではなからうが、年號の記載のある部分を検討して見るとこのような不自然が生じて来る。六左衛門氏の系圖においても惣兵衛から五代目の作之助は元文三年（一七三八）八十四歳、作之助の長男治郎左衛門は寶曆八年（一七五八）六十五歳、治郎左衛門の長男惣吉は文化十一年（一八一四）七十三歳で夫々歿しているから、治郎左衛門は佐之助四十歳、惣吉は治郎左衛門四十九歳の時の子となる勘定であるが、これでは長男の出生が遅きに過ぎはしないだろうか。その他、權兵衛は孫助四十歳、又太郎は勘次郎三十二歳、彌五右衛門は彌兵衛三十三歳の時の出生というようにこの系圖では長男の出生が殆どすべて父親の三十歳を過ぎてからなされている。結婚の比較的早かつた當時に於てこれは如何にも不自然といわねばならない。又利資氏の奥書によればこの系圖が文政十年正月には完成していることが明かであるのに一茶や一

茶の繼母の歿年月日、享年、法名等を始めとして文政十年正月以降の

記事が間々見られること、特に一茶だけが本名を用いずに俳號を以て記されてあることなども、前者は文政十年正月以後隨時追補されたも

のを見、後者は系圖編纂當時に於ける一茶の俳人といふ特異な立場が然らしめたものと考えれば解決はつくものの、一應矛盾として見ないわけには行かないであろうと思われる。併しこのような矛盾の存在することがただちに兩家の系圖の眞實性を否定することにもなり得ないと考えられる。歿年月日年齢等を始めとして細部にわたる幾多の誤謬や矛盾は系圖編纂技術の幼稚さや資料の不備等からも來ているらしく寛政五年以後の部分にあつても數多く見られたことであつて、これらの記載をもとにして兩家の系圖を考えたならばその眞實性を疑はずにはいられない部分も少くないことであつた。併し宗門人別改下帳その他の根本資料と比載對照する時血脈の關係等概ね正鵠を得ていることが証明されたのである。寛政五年以前の部分においてもやはり同じことが言えるのではなからうか。一見多くの矛盾を藏しているように考えられる箇所も今は減びてなき相當確實な資料によつて書かれ、そこにある眞實なるものを湛えているかも知れないのである。ともあれ上述のような矛盾不自然を兩家の系圖が共に含んでいる以上早急な正否決定の不可能なことはここに改めて申すまでもないことである。

かくの如くにして以上の二つの方法は兩家の系圖の有する確實不確實の点を考察する上に相當の寄與をなしたのであるが、衆だ兩家の系圖の正否を決定する迄に至らなかつた。そこで更に考察の角度を變え

て見なくてはならない。

七

言うまでもなく系圖は一家の血脈の傳統を物語る圖譜であるが、同時にその家の資格を表示する尺度ともなるものである。従つて系圖はその形成の過程においてあるがままの姿からあらまほしき姿に變容され易い契機を自己自身の中に含んでいる。遠い幾百年の昔における人の生死や血脈の問題は後の世において証明すべき確たる証據も得がたいまに、傳承の間に次第に自家にとつて望ましいものに變貌され、或は故意に改竄を加えられ、中には全くの虚偽が仕組まれて行くことさえある。このようにして諸々の系圖が形成された事は既に多くの人によつて指摘されている所である。一茶の系圖に關してもこのような系圖形成の立場から考える時一面の解が得られるのではあるまいか。

一茶の系圖の所有者の一人中村英雄氏の先祖は信濃國水内郡芋川城（現長野縣上水内郡三水村大字芋川字若宮の地）の主芋川越前守正親の弟芋川左近太夫正保と傳えられる。中村正家氏が明治八年十二月七日長野縣權令橋崎寛直に提出した文書を見れば、正保は天正十年芋川庄中村（現三水村大字芋川字中村）に別家していたが仕官を欲せず民間に下り、文祿元年新開拓荒蕪地川久保（現柏原村字川久保）に移住し又柏原（現柏原村本村）に移り、子正清、孫正晴、曾孫正氏と相續いて開墾の事業に盡力し、遂に明曆二年には大久保、大平（現柏原村字大久保、大平）を、寛文三年には赤澁、早稻吉（現柏原村字赤澁、早

稻吉)を開拓した由が記されている。そして氏の家に伝えられる系圖によれば、一茶の祖先はこの開拓事業に加つた開拓民の一人であつた。

一茶の系圖のもう一人の所藏者中村六左衛門氏の祖先は中村刑部左衛門利秀といわれる。氏の家に伝えられる「永祿日記」(その一部は「柏原時報」昭和二十五年二月一日號及び三月一日號に掲載されたがこの日記の眞價については今後更に検討を加えて見る必要があるように思われる)によれば、利秀は永祿二年三月十一日の夢の告げにより同年三月二十八日姫川原(現新潟縣西頸城郡鳥坂村の内)を立ち、三月晦日柏原の地に来て業を改め農民となり、開發の事業に専念した事が記されている。そして一茶の祖先が利秀と一脈の連繋を持つ開拓民の一人であつたことは氏の家に傳わる系圖によつて明かに想像されるところである。

このような現象は單に一茶の祖先に限つた事ではない。兩家の系圖を見れば柏原住民のほとんど總ては開拓民又は他からの移住者であることが知られ、しかもこれらの人々が英雄氏の系圖にあつては英雄氏の家に、六左衛門氏の系圖にあつては六左衛門氏の家に夫々關係を有するものの如く記されているのである。このような事實は系圖形成における理想化の傾向を明瞭に物語つているものと言わなくてはならぬ。恐らく永い年月が経過する間に、いつとはなしに一つの事實も兩家にとつて夫々望ましきものに變容されて傳承せられ、それがある時期に現存の系圖にまとめられたものであろう。更に想像を逞しうする

ならば、柏原の中心をなす二つの舊家にこのような柏原全村にわたる系圖が伝えられていることは、過去のある時代に兩家が互に自家の格式を誇示し、あるいは柏原開發の功を競い合つた事實の存在を物語るものと言えるかも知れない。かゝる觀點に立つ時、兩家の系圖の古い部分に事實と違つた多くの理想化が加えられている事は争われぬと言えようが少くとも兩家の系圖に共通な部分、即ち一茶の祖先が他地方より移住して來た開拓民の一人であつた事、一茶まで八代を経過していろ事、一茶の先祖代々又はその近親者に太郎左衛門、孫助、善右衛門、作之助、彌五兵衛、彌五右衛門、彌兵衛と稱する人々のあつた事などは事實として承認されるべきではないかと思われる。ともあれ問題は柏原村の開拓史に大きな關係を持つ事を否定出來ない。

柏原が開拓村であることはすでに今井登志喜氏監修「信濃二千六百年史」等の説くところであるが、村内の地名に柏原本村、二倉新田、赤澁新田等の名を残していることによつてもそのことが知られる。

「柏原村根源記」によればこの村は鎌倉時代には太田庄や柳原庄の一部として存し、柏原某の手によつて開拓の第一歩が印せられ、姓を村名としたものの如くであるが、天文十六年以降武田上杉兩氏の交戦が絶間なかつた爲に、百姓は四方へ離散し、民家は滅び、耕地も皆荒蕪に歸してしまつたようである。室町時代末期に至り、平和が回復し、世は兵革時代から産業時代へと移行して、荒蕪地回復、新田開發の氣運が横溢するに及んで柏原の開發も漸くその緒につく事となつたのであろうが、それが英雄氏の祖先によつて行われたか、六左衛門氏の祖

先によつて行われたものであるか、一茶の祖先は果して何れに關係をもつものであるか、太郎左衛門が眞であるか、惣兵衛が正しいか等の問題は今後柏原の開拓史の検討を始めとして、家々の過去帳や墓碑銘の調査、古記録古帳の探索等各方面の慎重な研究を通じて決定されるべきものであらうと思う。

併し何れにせよ、一茶の祖先が柏原開拓民の一人として他地方より來り、爾來幾代か北信濃の荒蕪地の一角に荒々しい自然と闘いながら開拓の鋤を振つたことに間違ひはないであらう。そしてこの開拓民の血潮は一茶の五体にも脈々と流れていたことは疑いを容れないところと思う。從來一茶の出自については確かなことは判明せず、單に貧農の一子弟のように見なされていたが、如上の考察の結果から開拓民の子孫として定位することが最も妥當と思われるのである。

八

柏原が開拓村であり、一茶が開拓民の子孫であるとの新事實の發見が、今後の一茶研究に新しい光を投げかける一つの手がかりを與える事は今更いふまでもあるまい。從來の研究において、一茶の獨自な併境は専ら彼の悲惨な生涯との連關において取り上げられ、その特異な性格の反映として論ぜられるのが普通であつた。併し今や一步をすすめて開拓民の子孫としての一茶が、如何にしてその人間を形成し、ひいては如何にしてその併境を生み出して行つたかが考察され、一茶をして眞に一茶たらしめた必然性が検討されなければならないのである

う。かゝる点の究明は一茶研究に於ける最も興味ある分野の一つを開拓することになるのであるが、すでに本論の主題をはなれた問題であるから、又稿を改めて詳論することと致したいと思う。

附 記

筆者は「科野」第五卷第十二號續一茶特輯號（昭和二十五年十二月發行）に「一茶の系圖に就いて」という小論を發表した。本論はこれに據つたものであるが、更に新資料を増補し、又全体にわたつて多くの改訂を加えた。

尙系圖等の公表を快く承諾された中村英雄、中村六左衛門兩氏及び資料の閱覽に多くの便宜を與えられた中村正親、中村貫一兩氏に對して心からの感謝を捧げる。